

# 平成29年度 生協ガバナンス研修会実施報告

平成29年8月29日(火)

ウインクあいち11階特別会議室

講演 「生協ガバナンス研修会」～ガバナンスの理解と実践～

講師 山本昌平先生

日本生協連顧問弁護士

第1章 最初に、コンプライアンスとは  
コンプライアンス(Compliance)とは、多義的ではあるが、従来、経営者や従業員が、事業活動を遂行するうえで、法令や社内のルールなどの行動規範を遵守すること(法令遵守)を意味してきた(ハードロー)。

ここで注意すべきは、文字通り法令のみ遵守すればよいという訳ではない。今日では、社会規範、倫理、社内規程を含めた意義で理解すべき(ソフトロー)。

◇参加者 49名(27生協43名、日本生協連1名、行政1名、事務局4名)

コープあいち2名、あいち3名、生活クラブ2名、トヨタ3名、かりや愛知中央3名、一宮1名、トヨタ車体1名、愛知県職員2名、愛知県警察職員2名、南医療2名、名古屋市民火災共済1名、東海コープ2名、アイチョイス1名、名古屋大学消費3名、名古屋工業大学1名、中京大学1名、日本福祉大学1名、金城学院大学1名、名古屋市立大学1名、愛知県立大学1名、愛知教育大学1名、愛知大学1名、名城大学1名、インターカレッジコープ1名、大学生協東海事業連合3名、オークマ1名、愛知県勤務医師1名、日本生協連1名、県民生活課1名

## ◇コンプライアンスとは

経営者や従業員が、事業活動を遂行するうえで、法令や社内のルールなどの行動規範を遵守すること  
(法令遵守)

※注意すべきは、文字通り法令のみ遵守すればよいという訳ではない

## ◇コンプライアンスを逸脱・無視・軽視する原因

- ① 目標(売上や利益等)至上主義ルールに違反しても、バレなければいいという意識
- ② コンプライアンスに対する認識の欠如、甘さ  
コンプライアンスを実践しないと、どういう結果、事態になるかの認識の欠如

## ◇コンプライアンスを逸脱・無視・軽視した結果 生じ得るリスク

- ① 民事上の責任・・・損害賠償責任
- ② 刑事上の責任・・・懲役・罰金刑など
- ③ 行政上の責任・・・行政指導、業務停止、許認可の取り消し、課徴金、入札制限等



山本会長ごあいさつ



山本弁護士(講師)

- ④ 社会的責任……信用失墜、イメージ低下、不買運動、重要顧客の喪失等のレピュテーションリスク
- ⑤ その他……生産的時間の喪失、社内の士気低下

## ◇コンプライアンス体制の構築に重要な3つの視点

- ① 相互抑制体制の構築と運用(職業的懐疑心)
- ② 役員・従業員の倫理、責任感の醸成
- ③ 組織の風土の検証・改善

## ◇最近の不祥事案とその傾向

- ① 会社のため型不祥事
- ② オーナー企業組織型またはトップ暴走型不祥事
- ③ ノルマ達成型(売上至上主義)
- ④ 背任横領型、個人破廉恥型
- ⑤ 担当者個人失策秘匿傷口拡大型
- ⑥ うっかり型

## ◇コーポレート・ガバナンス

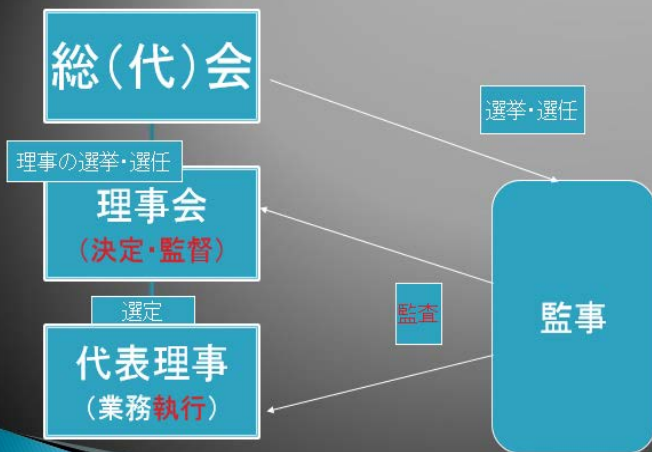
◎企業統治と訳され、企業的意思決定の仕組みを、どのようなものにするのかという概念で、経営者による暴走を牽制し、企業不祥事を防止しようとする概念



## ◇内部統制とは(何故、内部統制が必要なのか)

- ◎生協が健全で持続的な運営・発展できるよう、理事が業務を適正に行い、生協の運営・発展を阻害するリスクの発生を防止するため(リスクコントロール)理事が、生協の内部に整備する仕組み・体制
- ◎生協の理念・目的を実現するため、組合員から委任を受けて、生協を運営している理事は、善管注意義務の具体的な現れとして、生協の理念や目的を実現するために、生協の運営を阻害するリスクを予め防ぐ体制を構築する必要がある。

4 以上、総(代)会、理事会、代表理事、監事の関係を以下の図のように理解できる。



組織の各機関の役割

日本生協連 下川様(法規会計支援部)

# コーポレート・ガバナンス体制

